十世紀における国家軍制と鞠智城

野木　雄大

はじめに

鞠智城は、熊本県山鹿市菊鹿町米原・木野から菊池市木野にかけて広がる標高一四五メートル前後の通称「米原台地」に築かれた古代山城である。築城時期は未詳であり、文武二年（六九八）に大野城、基肄城とともに繕治された記事を初見とする。鞠智城の特徴は、周知の古代山城と比べて低く、広い平坦地を擁する丘陵に築かれたことが挙げられる。そして、大宰府からは直線距離で約六三キロメートル、また有明海へと西流する菊池川の河口からは約二七キロメートル上流に位置し、有明海ではなく内陸の菊鹿盆地に臨む場所に築城されている。さらに、存続期間は最も長く、三〇〇年にも及ぶ。『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八～三二次調査報告―』では、Ⅰ期（七世紀第3四半期～第4四半期）、Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）、Ⅲ期（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）、Ⅳ期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）、Ⅴ期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）の五期に時期区分がなされている（熊本県教育委員会二〇一二、以下、鞠智城の時期区分は同書に拠る）。

さて、鞠智城についての研究は多岐に渡るが、特にその機能をめぐる議論については多くの蓄積がある。今日の機能論は、①有明海から侵入した外敵に対する防衛、②大宰府の非常に備えた物資・兵器の貯蓄、③熊襲（九州南部）に対する拠点、という坂本經堯氏の見解を出発点とする（坂本一九三七、以下、坂本氏による三分類はそれぞれ①②③と表記する）。既往の研究は、木﨑康弘氏によって整理がなされている（木﨑二〇一四）。詳細はそれに譲るとして、「遷移での役割論」が目立つという木﨑氏の整理に従いながら、主要な研究の見解を列挙すると、「火（肥）君に対する牽制」（富田一九七九、長一九九一、柿沼二〇一四）、①③（乙益一九八五）、「大宰府陥落後の拠点」→②（向井一九九一）、①→「城周辺の治安警備」（小田一九九三）、「大宰府陥落後の拠点」→③（西住一九九九）、「朝倉宮陥落後の行宮」（斉明期）→「山城」→③（甲元二〇〇六）、①→③（西谷二〇〇七・二〇一二、濱田二〇一〇）、「南九州の統治に関わる大宰府の出先的な機能」（岡田二〇一〇）、③（鶴嶋二〇一一）、①→②（能登原二〇一四）、①→②＋③（佐藤二〇一四）、②→②＋「官衙的役割」（木村二〇一四）、③→「活動の低下」（菊池二〇一四）、①＋「在地社会への牽制」→③（井上二〇一六）、②（五十嵐二〇一六）となる。

これらの見解はそれぞれの立場から鞠智城の機能について論じているが、坂本氏の三分類について明言した見解として次の研究がある。①について、鈴木拓也氏は天智期の築城段階では、新羅の脅威はなく、北部九州から瀬戸内海を経て畿内に至る山城群は、唐の侵攻を想定していたとし、また、③について、延暦十九年（八〇〇）

に大隅・薩摩国における班田制の完全実施がされているため、鞠智城存続の理由としては十分ではないと主張する（鈴木二〇一〇）。小田富士雄氏も「対隼人説は隼人社会の実態を吟味しないままに過大評価されて、研究者たちがその幻影に躍らされている」と述べて、③を完全に否定する（小田一九九三）。木村龍生氏は、ＧＩＳでの可視範囲の分析によって鞠智城から有明海及び熊本平野以南を目視できないこと、築城時に熊襲・隼人の足跡が確認できないこと、距離の問題から鞠智城が後方支援できるのは肥後国府及び大宰府、ないしそれと同等の距離までであることから、③を明確に否定した。さらに、①についても、上記の如く鞠智城からは有明海を目視できず、かつ、航行・上陸が難しいため唐・新羅連合軍がわざわざ有明海を目指して侵攻することはないとして退けた（木村二〇一四）。

また、②について、Ⅳ期に中枢施設の消失、礎石建物の大型化、貯水池機能の縮小など、鞠智城の管理・運営主体に大きな変化が生じ、食糧の備蓄施設としての機能が中心となったことが指摘されている（熊本県教育委員会二〇一二）。能登原孝道氏は、八世紀後半～末、菊池川中流域をはじめとする肥後国内における稲穀生産力が発展したため、基肄城と同様、稲穀を貯蔵するための礎石建物の倉庫群が新たに建てられ、飢饉や不作の時に西海道諸国に班給していた可能性を指摘している（能登原二〇一四）。

このように、鞠智城の機能として①と③を想定できないとすれば、②のみが残ることになる。ただし、鞠智城があくまで「城」として築かれたことに立ち返れば、富田紘一氏、長洋一氏、岡田茂弘氏、柿沼亮介氏らの提唱する火（肥）君ないし九州南部に対する「牽制」という機能を想起できる。これを継承した木﨑氏は、おつぼ山神籠石から帯隈山―阿志岐城―杷木―高良山―女山を経て鞠智城に至る「無記載山城」（鞠智城など修繕・停止記事はあるが築城記事のない古代山城と神籠石系山城など記事そのものがない古代山城）が、石製表飾出土古墳を囲繞することを指摘し、これらは筑紫君や火（肥）君、日置氏など菊池川流域の豪族に対する牽制するために築かれたとする（木﨑二〇一四）[一]。これに対して、磐井の乱後百三十余年経過した天智朝段階で、火君対策をとる必要性はなかったという説もあるが（小田一九九三）、板楠和子氏は、磐井の乱以来、西海道は「半島勢力と結びついての叛乱や内乱を警戒しなければならない地域であった」とする（熊本県教育委員会二〇一二）。

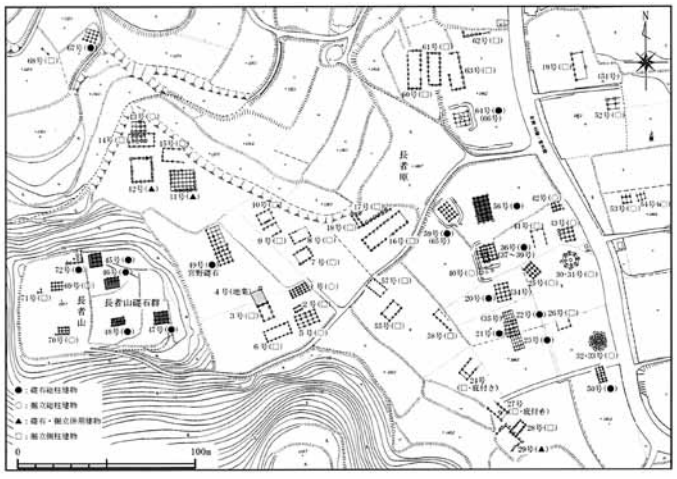

第１図　鞠智城跡建物遺構の変遷（第Ⅴ期）

宮川麻紀氏は、朝廷と良好な関係を築いていた肥君や筑紫火君が菊鹿盆地に進出したことが鞠智城築城の前提にあったとするが（宮川二〇一三）、一過性の良好な関係性は、彼らへの牽制という機能と矛盾するものではないだろう。以上のことから、鞠智城は、有明海の豪族に対する牽制＋②を目的として築城され、Ⅳ期に②の比重が増加するという「遷移」を考えられるのではなかろうか[二]。

いずれにせよ、Ⅰ期～Ⅳ期の鞠智城の機能をめぐる議論は実に多くの蓄積がある。それに反してⅤ期は、長者原地区東側の大型の五六号建物跡や長者山山頂部の四五～四八号建物が確認されているものの（第1図）、基本的にⅣ期の倉庫としての機能が継承されたという評価しかなされておらず、城の廃城時期が十世紀第3四半世紀まで下がることが指摘されるのみに止まっている（熊本県教育委員会二〇一二）。特に十世紀の鞠智城に対する研究は文献史料がないことからほとんど進んでいない。

十世紀は、列島全体で新たな軍事的危機と大きな社会変動が起きた時期である。鞠智城の廃止もかかる動向と無関係ではないと考えられる。そこで、本稿では、十世紀の国家軍制と大宰府軍制の転換に焦点を当てることで、Ⅴ期の鞠智城を位置づけることを目的とする。

一．九～十世紀における軍事危機と「党」

（一）「群盗」蜂起 ―「党」と「留住」―

十世紀における軍事的危機と社会変動は、既に九世紀からその萌芽があった。それこそ「群盗」の蜂起である。集団で強奪行為をすることに特徴をもつ、これらの反体制勢力は、「党類」や「海賊」「賊徒」「凶賊」など史料上の表現は様々だが、九世紀後半からその活動が増加してくる(三)。

戸田芳実氏は、「群盗」などの「党」とは、国務対捍、官物掠奪、官衙放火、国司襲撃、武装反乱を行う存在で、特定の階級の政治組織ではなく、在地富豪層の組織する家父長制集団を核とし、それらを縦横に結ぶ連合組織である。さらに、留住貴族や百姓、隷属民、流民、浪人などの諸階層を含む広範な反律令的勢力の連合組織であるとした（戸田一九六八）。「群盗」は朝廷側の表現であるため、本稿ではかかる反律令的な集団を一括して「党」と表すことにする。「党」が組織された状況を示しているのが次の史料である。

【史料1】『類聚三代格』巻十九「禁制事」寛平三年（八九一）九月十一日官符（傍線・傍点は筆者、以下同じ）

太政官符

応レ禁二制京戸子弟居二住外国一事

右斉衡二年六月廿五日格偁、延暦十六年四月廿九日下二大宰府一符偁、従二位行大納言神王宣、奉レ勅、括二責浮宕一、先已下知。今聞、秩満解任之人、王臣子孫之徒、結レ党群居、同レ悪相済、佞二媚官人一、威二凌百姓一、妨レ農奪レ業、為レ蠹良深。宜三厳検括勤二還本郷一、情二願留住一便即編附。若有レ犯者不レ論二蔭贖一科二違勅罪一、移二配遠処一。土人容而不レ申、官司知而不レ糺者亦与同罪者。右大臣宣、奉レ勅、件格年祀已久、風威陵遅、宜三重下知厳加二検括一者。頃年京貫人庶王臣子孫、或就二婚姻一或遂二農商一、居二住外国一業同二土民一。既而凶党相招横二行村里一、対二捍宰吏一威二脅細民一、非三唯妨二国務一、抑亦傷二風教一。左大臣宣、奉レ勅、宜下加二下知一厳令二督察一来年七月以前言中上其去留状上。若頑很之徒猶犯不レ改、則不レ論二蔭贖一移二配遠処一。一如二前符一、曾不二寛宥一。百姓尚容忍、官司不二糺察一、論レ罪科断亦如二前符一。

寛平三年九月十一日

【史料1】は、斉衡二年（八五五）六月二十五日格を引き、さらに、その格は大宰府に宛てた延暦十六年（七九七）四月二十九日官符を引用する。延暦十六年官符の文言である傍線部アには「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」、すなわち国司の任期を終えた人や王臣の子孫たちが「結党群居」し、「侵二媚官人一、威二凌百姓一、妨レ農奪レ業」といった行為をするため(四)、彼らを「本郷」に返そうとしたが、「留住」を請うので「編附」（戸に編成して戸籍に付けること）するという。寛平三年官符の文言である傍線部ウをみると、「京貫人庶王臣子孫」が「居二住外国一業同二土民一」していることが窺える。彼らは「凶党」として結集し(五)、「横二行村里一、対二捍宰吏一威二脅細民一」という。「京貫人庶王臣子孫」は、傍線部アの「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」に相当する。「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」が地方に「留住」して「党」を組織する状況は延暦年間の大宰府で問題となり、しかも九世紀末まで中央を悩ませた課題であった。

さて、この「留住」とはどのような行為なのだろうか。藤原春継が常陸介従五位下のまま上総国藻原荘に定住し、死ぬまで上総国を去らなかった事実について、戸田芳実氏は、春継の子孫・一族が再び官人貴族として昇進したことから、藻原荘における定住が春継一代限りの「留住」であったとし、「土着」と称されていた事象の中から「留住」という概念を初めて提唱した（戸田一九七五）。「土着」が子孫代々の定住を表す概念だとすれば、「留住」は一代限りの定住を表す概念というのである。ただし、春継の事例では「留住」という史料用語はみえない。そこで、実際に「留住」という用語が史料で使用される他の事例を確認してみたい。

【史料2】『類聚三代格』巻五「交替并解由事」承和十五年（八四八）五月十四日官符

太政官符

応レ停下止未レ得二解由一五位以上入上レ京事

右得二勘解由使解一偁、被二太政官去年十二月十三日符一偁、太政(カ)官承和九年八月十五日下二大宰府一符偁、大弐従四位上藤原朝臣衛奏状偁、交替務畢未レ得二解由一之徒、寄二事於符旨一、留二住管内一、常妨二農商一、侵二漁百姓一、巧為二奸利之謀一未レ観二填納之物一。望請、交替畢吏早従二入京一者。右大臣宣、奉レ勅、依レ請、但勘二修不与解由状一之日、欠負官物灼然令レ填、見二贓在一レ(キ)身奪令二填償一、其所レ填之物具録言上者。今検二案内一、太政官弘仁十三年八月廿五日符偁、右大臣宣、奉レ勅、諸国司等在任之吏、只拘二解由一無レ意レ徴レ物、去レ職之人自推レ難レ填不レ愁二拘留一。官倉罄空職此之由、今須下交替之日犯用欠負損失之物、随即徴レ物役レ身勿中更延引上。物填役畢仍聴二放還一者。然則欠(ケ)負之輩未レ得二解由一之間、不レ可二輒得一レ入レ京。若為処分、謹請二官裁一者。左大臣宣、奉レ勅、宜下停二止後符一依二前格一(コ)行上之。但情楽二留住一不レ填二欠負一、所レ行乗レ憲、為レ物所レ愁、具レ状言上、随即処分。

承和十五年五月十四日

【史料2】は引用が複雑であるが、弘仁十三年（八二二）八月二十五日官符では、「欠負損失」がある者について補填が完了した時点で「放還」を許すと規定された（傍線部キ）。これは補填をするまで任地に居住することが認められることを意味する。しかし、

承和九年（八四二）八月十五日官符では、大宰大弐藤原衛の奏状に基づき、「未レ得二解由一之徒」が大宰府管内に「留住」していることに対して帰京を命じている（傍線部カ）。ところが、去年（承和十四年）十二月十三日符では再び「欠負之輩」が解由を得ることができない間は入京が禁じられる（傍線部ク）。そして、【史料2】によって、後符（承和九年官符）が停止され、前格（弘仁十三年官符）により、解由を得ずに入京することが再び禁じられた（傍線部ケ）。既往の研究では、弘仁十三年官符に先んじて出された延暦二十一年格において解由を得ずに帰京することが禁じられ、幾度か方針の転換はあったものの、【史料2】によって解由を得られない前任国司が未納分の徴収のために「留住」することが合法化されたとする（正木一九七〇、西別府一九九一）。

しかし、寛平七年官符「応レ禁下断五位以上前司留二住本任国一并輒出中畿外上事」は、【史料2】を引用し、それに続けて「自今以後、被レ申二不与解由状一、依二承和九年格一早従二入京一、不レ得下留二住本国一輒出中畿外上。若有二違犯一者、所在官司具録言上、随将二科責一」とあり、承和九年格に基づいて帰京が命じられている(六)。また、【史料1】では、延暦十六年四月二十九日に「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」が「結党群居」している事態に対して、本郷に還すことが大宰府に命じられ（傍線部ア）、斉衡二年、そして「一如二前符一、曾不二寛宥一」（傍線部オ）とあるように寛平三年にも繰り返し出されている。

すなわち、「欠負」の補填のため前任国司が帰京せず任地に留まること対して、延暦十六年（不可）、延暦二十一年（不可）、弘仁十三年（可）、承和九年（不可）、承和十四・十五年（可）、斉衡二年（不可）、寛平三・七年（不可）のように、延暦年間以来、それを承認・禁止する施策が交互に出されているのである。しかし、九世紀末になると、禁止する施策に統一されるようになる。これは、国司の解由制を撤廃した寛平の国政改革によるものであり、一方で、東国の勅旨田経営の担い手として下向した王臣家・貴族は中央貴族の身分から排除されたが、その裏返しとして「留住」が体制的に公認されることになった（保立一九七八・一九八八）。【史料1】では、「留住」を望んだ者は「編附」され、その継続を許されたが、帰洛を決めたにもかかわらず、まだ「留住」している者に対しその罰則を示している。従って、「欠負」の有無に関わらず、「留住」する者がいたことを想定できる。

注意すべきなのは、【史料2】では解由を得ない前任国司が任地に留まることを認めているが、その行為を「留住」と表現しているわけではないことである。「情楽二留住一不レ填二欠負一」という場合は「随即処分」ことが規定されており（傍線部コ）、欠負を補填しないこと自体が認められてはいない。そして、「留住」という文言は欠負のままで帰京しない状態を指しているのである。傍線部カにおいても、管内に「留住」することと「常妨二農商一、侵二漁百姓一、巧為二奸利之謀一未レ観二填納之物一」という行為とが不可分の関係であることが分かる。他に、「対馬島防人」について「往年配遣之人、或因二嫁娶一為レ居、或習二漁釣一為レ業、留住不レ帰」(七)とある事例や、「飛騨之民」が「規二避課役一、雇二作他郷一、積年忘レ帰」することが「留住」と称され、その「留住」している者を「捜勘」して本来の居住地に戻そうとする事例(八)がある。再び【史料1】に戻ると、「留住」を容認した土人（百姓）、それを糾察しなかった官司が「同

罪」とされた（傍線部イ・オ）。中央は「留住」という不当な居住に対して厳しい態度で臨んでいることが分かる。

これらの史料に見える「留住」の共通性は、不当な行為を背景としていることである。つまり、「留住」という用語は、戸田氏のいう「一代限りの定住」を意味するのではなく、本来帰るべき場所に帰らず、不当な行為を行いながら居住することを指していると考えられる。「留住」には既に居住の不当性という意味合いが含まれており、だからこそ、【史料2】にみえるように、「欠負」補填のため任地に留まることを認めるが、「留住」は認めないという規定が成立しうるのである(九)。

このように、前任国司などが合法的に任地に留まることが中央の政策として許可されている時期もあったが、それは厳密には「留住」とは表現されず、「留住」とは不当に任地に留まることを指すのである。そして、この「留住」こそ、「党」が形成される上で重要な要因であり、これが中央にとって大きな問題と認識されていたことを指摘しうる。

（二）「党」の構成要素

前節では「留住」した「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」「未」得二解由一之徒」が「党」を組織したことをみたが、これらの人々は「富豪層」という概念で理解されている。戸田芳実氏は、「党」の核となる「富豪層」は私営田と私出挙を行って稲穀などの大量の動産を蓄積し、私営田周辺農民の納税を国衙から請け負うことで「負名」身分を獲得した（戸田一九五九）。さらに、「交易や交通業を営み、雇用や債権や保護の諸関係を通じて、周辺の小農民や非農業民を組織化・隷属化していった存在」とする（戸田一九九一）。また、市大樹氏は、貞観十年（八六八）以前までの畿外地域における「富豪層」と院宮王臣家・諸司との私的結合の問題に慎重な姿勢を示しつつ、「富豪層」を①院宮王臣家の子弟（王臣子孫之徒）、②諸司官人層（四等官以上の狭義の官人）・院宮王臣家人層（家令クラス）、③諸司雑任・院宮王臣家人層に三区分した。市氏は、京都に基盤を置く①と在地に基盤を置く②③を区別し、前者を「院宮王臣家」、後者を「富豪層」として把握する（市一九九九）。氏の指摘のように、院宮王臣家と「富豪之輩」とを区別している事例もあるが（一〇）、院宮王臣家そのものではなく、その子弟・子孫など（王臣子孫之徒）は「留住」しているため、その本拠が必ずしも京都にあったとはいいきれないだろう。同様の集団を指す概念として、河音能平氏は自立的な農村有力者がその経済的利益や中央・地方下級官職を確保し、京都と在地を結ぶために組織された政治同盟を「同類」と定義した。「同類」は「不善之輩」と呼ばれる人々を非恒常的な傭兵として雇用することで、いつでも戦闘組織に転化しうる組織であった（河音一九六二）。一方、西山良平氏は、畿内とその周辺で国司や郡司と対立し、律令制国家に対峙した王臣家の家人や官人、雑任、舎人、文武散位、位子、留省、諸勘籍人などを「有官・無職」という概念で捉えている（西山一九九一）。

このように、「党」の中心となった「富豪層」とは、先学諸氏の見解に明らかなように、多様な階層を内包する概念である。そこで、以下では「党」を構成する階層とその活動を具体的な事例から明らかにしてゆくことにする。

・院宮王臣家・諸司使

【史料3】『類聚三代格』巻十九「禁制事」寛平六年（八九四）七月十六日官符

太政官符

応レ禁二止諸院諸宮諸司諸家使等強二雇往還船車人馬一事

右得二上総越後等国解一偁、得二諸郡調綱郡司并雑掌丁等解一偁、進二上調物一以レ駄為レ本、運二漕官米一以レ船為レ宗。而上道之日前件諸院等使、結二党路頭一、追二妨駄馬一、率二類津辺一覆二奪運船一。於レ是有レ心レ遂レ馬、無レ顧レ収レ荷、官物致二欠失之煩一、綱領陥二逗留之責一。（後略）

【史料3】からは、「諸院諸宮諸司諸家使」が路頭に「党」を結んで「強雇」を行っていたことが窺える。かような「強雇」を行う「使」は「諸司諸家人」とも表わされる(一一)。かかる「使」の行為は、「頗有二資産一可レ堪レ従レ事之輩、既帯二諸衛府之舎人一、亦為二王臣家之雑色一、皆仮二本司本主之威権一、不レ遵二国宰県令之差科一」(一二)、「往還諸人并到レ国諸司諸院諸宮諸家使等、随二身火長各三四人一、或載二注牒中一或徒然相従、即其所レ行非レ法無道、蠹宕之事以レ此為レ宗。静尋二事由一、件使者等、令下二僕従之輩一着中佩桃染衣并大刀等上、妄称二火長之号一、以為二威猛之具一」(一三)などにも見られ、中央の院宮王臣家・諸司に従属し、その威権を借りた「使」「家人」「雑色」が「党」を形成していたのである。これらの人々は、都鄙間の交流を前提とし、院宮王臣家・諸司に流動的に従属することで「富豪」となりえた存在であった（岩田二〇〇七）。

・浪人

西別府元日氏は、一般公民層の浮浪問題と任期終了後も任地に留まる「前司浪人」の問題とを区別し、前者はその後一定の浮浪人掌握・逃亡防止が進んだのに対し、後者は九世紀の西海道の重要問題であり続けたことを指摘する（西別府一九九一）。西別府氏は、「前司浪人」を西海道特有の問題と捉えているが、「浪人」問題は西海道のみにとどまらない(一四)。

【史料4】『日本三代実録』元慶八年（八八四）八月四日条

勅令三上総国括二逐境内浪人一。先レ是、彼国司言、斉衡二年六月廿五日格偁、太政官去延暦十六年四月廿九日下二大宰府一符偁、（中略）今国□半、而前司子弟不レ順二国政一、従五位下行助教浄野朝臣富豪浪人、乗二吏所一レ行、至三于勘二納官物一、対二捍国宰一、陵二寃郡司一、租税多逋、調庸闕レ貢、職此之由、望請准二彼格一放逐。但情三願留住従二国務一者、量レ状貫二付土戸一、従レ之。

上総国は「前司子弟不レ順二国政一」という状態にあり、「前司子弟」の一人と思われる「富豪浪人」の浄野朝臣は「留住」して「党」を形成していたものと思われる。この「富豪浪人」について、戸田氏は、荘園の管理を行う上層の浪人で、国衙の統制からはずれた存在とする（戸田一九六八）。岡崎玲子氏は、「浪人」とは浮浪人帳に登録された「公民と並ぶ一つの身分」であり、戸田氏のいう「富豪浪人」は本貫地を離れてはおらず、浪人身分とは異なるものとする（岡崎一九九八）(一五)。「但情三願留住従二国務一者、量レ状貫二付土戸一」

とあることから、【史料４】にみえる「富豪浪人」は、浮浪人帳で把握された浪人身分をもつ狭義の「浪人」ではなく、国衙の統制からはずれた存在であるところの広義の「浪人」に該当しよう。岡崎氏のいう身分としての「浪人」（＝狭義の「浪人」）の事例は次のものがある。

【史料５】『日本三代実録』元慶五年（八八一）三月十四日条

秩満解任之人、王臣子孫之輩、結レ党群居、同悪相済、終以陵二轢百姓一、奪二佃粮一、不レ受二官稲一、出二挙私物一、収納之時、好妨二公事一、欠員之源、自レ此而出。非レ厳二新符一、何粛二旧濫一。望請准二之筑後国例一、不レ論二前司浪人一、准二営田数一、班二給正税一、并令下佃二公営田一一如中上土民上。若有勢之人不レ順二此事一者、追二却部内一、不レ能二居住一。太政官処分、依レ請焉。

「秩満解任之人」「王臣子孫之輩」が「結レ党群居」し百姓を陵轢したり、公事を妨げたりすることに対応するため、筑後の国例に准じて、「前司・浪人」にかかわらず正税を与え、公営田の耕作を命じることを要請している。「前司」とは「秩満解任之人」に相当し、「結党群居」していた主体である。「前司」とともに公営田の耕作を命じられた「浪人」とは、国衙によって把握された「浪人」であり、岡崎氏の指摘する浪人身分といえるだろう。かれら狭義の「浪人」は、「秩満解任之人」「王臣子孫之輩」といった富豪浪人＝広義の「浪人」とともに、「党」を構成していたことが窺える。

・俘囚

【史料６】『日本三代実録』元慶七（八八三）年二月九日条

上総国介従五位下藤原朝臣正範飛駅奏言、市原郡俘囚三十余人叛乱、盗二取官物一、数殺二略人民一。由レ是発二諸郡人兵千人一、令二レ其追討一。而俘囚焼二民廬舎一、逃二入山中一。商量非二数千兵一者不レ得二征伐一者。勅、如二奏状一、是俘夷群盗懼レ罪逃竄者也。況卅余人偸児、何足三以馳二羽檄一。宜下停レ給二勅契一、直下二官符一、差二発人夫一、早速追捕上。

上総国市原郡の「俘囚」三十余人が叛乱を起こし、これが「俘夷群盗」と呼ばれた事例である。「党」の武力は、「儛馬党」に代表される騎馬による長距離移動（一六）や「追捕則鳥散、寛縦則烏合」（一七）のような機動力が特徴である。これらの特徴を「俘囚」に求め、「俘囚」が群盗追捕に動員されたことで、その騎馬戦術と武装形態が国衙軍制にもたらされたという見解があるが（下向井一九九三、元木一九九四など）、元来騎馬の習慣は中央にあったという説もある（高橋一九九九）。

大井晴男氏は、九世紀の時点で史料に「俘囚」とされるものには、異なる二つの集団があったことを明らかにした。一方は、諸国に移配され計帳によって俘囚身分として把握された「異民族」である「蝦夷」＝「夷俘」で、他方は、律令制に組みこまれていた「同族」であるところの「俘囚」である。両者は六国史などでも混同され、ともに「俘囚」と表記されるが、延暦二十四年以降「征夷」が行われなくなることで「異民族」たる「俘囚」（「夷俘」）の方は減少していったという（大井二〇〇五）。

大井氏の見解に基づくならば、「俘囚」すべてが「異民族」であ

る「蝦夷」ではないので、「俘囚」＝騎馬という図式は成り立たない。さらに、近藤好和氏は、中世武士に連なる騎射の原点を律令制下の騎兵に求めており（近藤一九九七）、騎馬という能力が全て「俘囚」に由来するとは限らないだろう。また、「儀馬党」を構成した「富豪の輩」を運送業者とする見解（三宅一九五四）もあるが、「党」のなかには東国の牧で働く人々が存在しているため（川尻二〇〇七）、「党」の機動力を運送業という理由だけで説明はできない。もちろん、「党」には「俘囚」身分である「蝦夷」（「夷俘」）も皆無ではないだろうが、騎馬の起源は一つではなく、様々な要素が総合されて成立したのではなかろうか。ここでは「俘囚」が「党」の構成要素となったことを確認するに止めたい。

・衛府舎人

【史料7】『類聚三代格』巻二十「断罪贖銅事」昌泰四年（九〇一）閏六月二十五日官符

太政官符

応レ科下罪居二住所部一六衛府舎人等対二捍国司一不上レ進二官物一事

右得二播磨国解一�described、調庸租税、国之大事也。此国百姓過半是六衛府舎人、初府牒出レ国以後、偏称二宿衛一、不レ備二課役一、領二作田畴一、不レ受二正税一、無道為レ宗、対二捍国郡一、或所レ作田稲苅二収私宅一之後、毎二其倉屋一争懸二牓札一、称二本府之物一、号二勢家之稲一、或事不レ獲レ已、収納使等認徴之時、不レ弁二是非一捕以凌轢、動招二群党一、恣作二濫悪一。（後略）

播磨国の百姓は過半数が六衛府舎人で、官物を対捍し、「群党」を集めたことが窺える。播磨国の衛府舎人は正員のほかに、正員と本質的に相違のある相当数の「員外舎人」を含んでいた。「員外舎人」は雑任の一つに認められて衛府の肩書をもつことで国郡に対抗できるという利点はあったと思われるが、考課の対象外であるばかりか、白丁と同様課役をも負担しなければならない存在だったため、対捍問題が発生しやすかった（田原二〇一六）。

下向井龍彦氏は、承平年間に西国で起こった「海賊」は、播磨国のような大粮米国の衛府舎人が蜂起したものとされ、大粮米国以外の国では衛府舎人が武装蜂起することはなかったという（下向井一九九〇）。しかし、郡司が衛府舎人（宿衛）を称し、公事を妨げている事例もあり(一八)、また、三善清行の「意見封事十二箇条」では、「部内強豪」「民間凶暴者」が銭貨で宿衛身分を買い、「徒党」を率いて国府を取り囲んで、官長を凌辱する事例を知ることができる(一九)。さらに、京都においても、「諸衛府舎人并放縦之輩」が招かれていないにもかかわらず祓除神宴に侵入して、「似レ愛二酒食一、臨レ将二帰却一更責二被物一、其求不レ給、忿詰罵辱、或亦託二神言一咀、恐二喝主人一」といった行為を行い、これが「不レ異二群盗一」といわれている(二〇)。このように、各地で衛府舎人により「党」が形成されていたのである。

・郡司

浪人の項目で挙げた【史料4】には「富豪浪人」が「対二捍国宰一、陵二寃郡司一」とあり、ここでは郡司は「党」によって国司と共に凌辱される存在である。しかし、郡司は自ら「群盗」となり、国司を

襲うこともあった。

【史料8】『日本三代実録』仁和二年（八八六）五月十二日条

石見国邇摩郡大領外正八位上伊福部直安道、那賀郡大領外正六位下久米岑雄等、発二百姓二百十七人一、帯二兵仗一、囲二守上毛野氏永一、奪二取印匙駅鈴等一。（中略）又守氏永為二安道等所一レ囲之時、逃二隠於介外従五位下忍海山下氏則館一。夜聞三外有二数十人声一、氏永意以為、賊欲レ被レ害、介氏則即同謀也。由レ是、以レ剣殴二傷氏則妻下毛野屎子、及従女大田部西子一、即奪二取屎子所レ着之大衣一領一、自被逃去（中略）又氏永殴二傷氏則妻一之後、逃走隠二山中一、掾従七位下大野安雄、率二郡司百姓卅七人一、捉二獲氏永一、打二縛其身一、籠二閇倉中一。（後略）

石見国邇摩郡大領と那賀郡大領らが百姓を徴発して石見守上毛野氏永を襲い、「印匙駅鈴」を奪ったことが分かる。また、介や掾も襲撃に加わっており、現任の任用国司が「党」を形成し、郡司や百姓を率いて行う群盗活動を示すものといえよう。他に次の事例がある。

【史料9】『日本文徳天皇実録』天安元年（八五七）六月庚寅（二十五日）条

対馬島上県郡擬主帳卜部川知麻呂、下県郡擬大領直浦主等、率二党類三百許人一、囲二守正七位下立野正岑館一、行レ火射二殺正岑并従者十人防人六人一。

正木喜三郎氏は、大宰府の調庸請負体制強化の中で請負額の完納という実績を上げるために守の正岑が過酷な収奪をし、これが郡司の請け負っていた貢納銀の増加、銀採掘に使役した採丁への過重労働となったため、郡司直氏が採丁の恨みを巧みに利用して正岑を襲撃したとする（正木一九七〇）。平野博之氏は、事件の要因に銀をめぐる問題があったことを首肯しつつも、直氏は一族と配下の民を神祇官の卜部として派遣しており、直氏と卜部をつなぐ絆の意味をもつ廝丁（食事の世話をする者）を正岑が廃止したため、直氏が伝統的な卜部支配に危機を感じ、反乱を起こしたとする（平野一九九一）。調庸の確保のため中央から地方に配置された正岑のような能吏も、島民からみれば「収奪の強化を図る悪吏・酷吏のしわざにほかならなかった」（正木一九七〇）のであり、かかる中央と地方の対立の中に「党」の発生の要因があった。すなわち、「党」は律令制が弛緩したために生まれたというばかりではなく、律令制を強化させる動きのなかで成立してくる側面を持っているのである。

このように「党」には様々な階層が含まれており、「群盗」行動もそれを発生させる要因は多種多様であったが、「党」は国司をも殺害するほどの武力を有しており、当該期の国家にとって最大の軍事的危機であった。この軍事的危機に対し、国家はどのような対策をとったのか、次章でみてゆくことにする。

二．国家軍制の転換と鞠智城の終焉

（一）新羅海賊と鞠智城

九世紀から十世紀における「党」の活発な活動のなかで、弘仁二

年（八一一）を初見として新羅海賊が出現し始め、風聞も含めてその脅威は十世紀中葉まで継続した[二二]。中央貴族に「新羅海賊」と称された集団は、本国の統制の衰えに乗じて東アジアの海に活発な活動を展開していた新羅海商であった（平野〔邦〕一九七〇）。さらに、新羅をめぐる不穏な情勢とケガレた境外の空間への恐怖とがあいまって、「新羅に対する強烈な排外意識」がうまれてくる（村井一九九五）。かかる新羅海賊と本稿で取り上げてきた「党」とが異なる集団であることは言うまでもないが、海商が「海賊」と認識され、「党」と同時期に出現したことは強調されてよいだろう。「党」による国内の治安悪化に加えて、西海道では対外的脅威に晒されることになったのである。

九世紀後半の対外的事件の発生場所は現実的に有明海に移動する（加藤二〇一六）。貞観八年（八六六）、有明海に近い肥前国基肄郡・藤津郡・高来郡の郡司らが新羅人とともに新羅に渡り、「造二兵弩器械一之術」を教えて対馬を襲う計画が報告され、その三年後の六月、新羅海賊が実際に博多津に襲来し、「豊前国年貢絹綿」が掠奪された[二三]。そして、寛平五年（八九三）閏五月、とうとう肥後国飽田郡が襲われる事態が起きたのである[二三]。天智期に古代山城が築かれた際の対外的脅威と異なり、実際に西海道、特に肥後国が襲われた事実は重要である。すなわち、外敵による侵略が恐怖感や風聞といった心的なものではなく、現実の事件となり、その現場として有明海沿岸が意識されることになったと考えられる。

さらに、新羅海賊の出現と軌を一にするように、大宰府や肥後国で「大鳥」が現れ[二四]、筑前・肥前・壱岐国で「兵庫」が鳴る怪異が出現する[二五]。これらの怪異は、対外的緊張、新羅海賊の予兆であった（濱田二〇一〇、佐藤二〇一四）。「党」の活動と新羅海賊が西海道の情勢を不安定にさせるなかで、文武二年以来、約一六〇年ぶりに鞠智城が史料に怪異記事として現れることは看過できない。

【史料10】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）条・丁巳（二十五日）条

肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。
又鳴。

【史料11】『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉（二十日）条

大宰府言、（中略）又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

【史料12】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条

又肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

鞠智城Ⅳ期には、礎石建物が大型化し、米穀などを備蓄する倉庫としての機能が大きくなる。礎石建物跡である二〇・二一・四六・四七・四八・六四号建物跡には火災の痕跡があり、【史料11】の「不動倉十一宇火」との関連が指摘されている（熊本県教育委員会二〇一二）。八世紀末以降の東国ではいわゆる正倉神火事件が頻発したため、丘陵上など別の地に新たな倉庫群を建設する政策をとったことから、肥後国においても鞠智城の庁舎や倉庫群が、菊池郡家の政庁や正倉としての機能を併せ持つようになったとの指摘もある（笹山二〇一〇）。しかし、古代山城の備蓄物は大宰府が直接使用

できる財源であり、非常の際には西海道の諸国に配給されたと推察されるため、古代山城に不動倉が設置されていても不自然ではない（古内二〇一四）。向井一雄氏は、財源獲得と窮民救済のための公営田収入を「群盗」から守るために鞠智城の倉庫に運び込んだと指摘している（向井二〇一四）。

また、西本哲也氏は、修理を担うなど当初は大宰府の積極的関与があったが、「菊池城院」の「兵庫」における「異常な事態」に対して大宰府は報告を経由するのみで関与していないため、鞠智城は九世紀には肥後国の管理下になったとする（西本二〇一五）。しかし、「兵庫（鼓）」の「自鳴」という現象を怪異と認識して中央に報告したのは肥後国ないし大宰府であるが、それを怪異と認定し、六国史の記事に載せたのは中央である。すなわち、【史料10～12】の記事の意義は、何らかの自然現象が怪異と認定されたことそのものにあり、発生していない事件に対して大宰府は具体的な行動を起こしえなかったのである。

赤司善彦氏は、八世紀に整備された大野城・基肄城の大型で礎石化した倉庫群は、対外戦争に対する備えという性格はあるものの、不動倉として災害や疫病などの非常事態に対する大宰府独自の財源を確保することを目的としていたとする（赤司二〇一四）。かかる見地を鞠智城にも適用できるならば、鞠智城の倉庫群は、肥後国や菊池郡ではなく大宰府の管理下にあったとみてよいだろう。

一方で、赤司氏は、囲繞施設によって囲まれた内部が東西南北のブロックで構成され、四至に沿うように建物群が整然と配置された郡衙正倉と同じ管理方式に則って大野城や基肄城の倉庫群は形成されており、鞠智城の場合も郡衙正倉と類似することを指摘している（赤司二〇一四・二〇一六）。赤司氏は、郡衙正倉との類似性を指摘するにとどまり、鞠智城倉庫群が郡衙正倉であると述べられているわけではない。ともあれ、Ⅳ期以降の鞠智城の主要な機能が、郡衙正倉に匹敵するような倉庫であったことは疑いなかろう。

それでは、Ⅴ期の鞠智城は倉庫としての機能しか果たさなかったのだろうか。五十嵐基善氏は、九世紀の対外防衛は沿岸防衛に重点を置いたもので、倉庫施設としての鞠智城の関与は考えにくく、Ⅳ期における鞠智城の機能再開は、地域支配に必要な米穀の収蔵を目的としたものであるとする（五十嵐二〇一六）。しかし、古内絵里子氏は、「院」は周囲に垣や塀をめぐらせた施設のことであり、宮城や寺社、官衙などでみえるため、それを郡家に結びつける必要はなく、「菊池郡城院兵庫」は肥後国菊池郡にある（鞠智）城の兵庫と解釈できる。鞠智城が郡家・別院になったとは考えにくく、古代山城としての性格を維持していたという（古内二〇一四）。宮衛令には、兵庫・大蔵などは築地・土塁・溝が外周を囲い、その通用口に門を備え、その一画を「院」と称し、常時兵員が門と「院」を守衛することが規定されている（松川二〇一二）。これはまさに「菊池（郡）城院兵庫」に該当するものであり、「院」に軍事的な要素を窺えるのである。

ここで、【史料10～12】には、「城」「兵庫」「鳴」という共通項があることに着目してみたい。調庸物や貢献物を収めるクラは「蔵」、正税その他の米穀を収めるクラは「倉」あるいは「倉廩」、兵器や書物を収めるクラには「庫」の字を用い、これらは厳密に区別されているため（平野〔邦〕一九八三）、鳴動したのは米穀ではなく兵器を収める「兵庫」であることは明らかである。新羅海賊の侵略が

現実のものとなりつつある状況において、鞠智城の「兵庫（鼓）」において「自鳴」という対外的危機を予兆する怪異が現れ、鞠智城が「城」と認識されたことは偶然ではない。

「はじめに」で整理したように、築城時の鞠智城の機能として有明海防衛という論は成立しえない。さすれば、有明海の防衛は、九世紀後半の新羅海賊によって形成された認識であったのではなかろうか（二六）。ここにⅣ期以降、倉庫としての機能を充実させていた鞠智城が、Ⅴ期に「城」としての機能を再開した要因があった。「城」と認識された鞠智城は、初めて有明海の防衛のため、その活動を再開したのである。このことは、鞠智城跡出土土器数の二つめの最盛期が九世紀第３・第４四半期にあることによっても裏付けられる（第２図）。

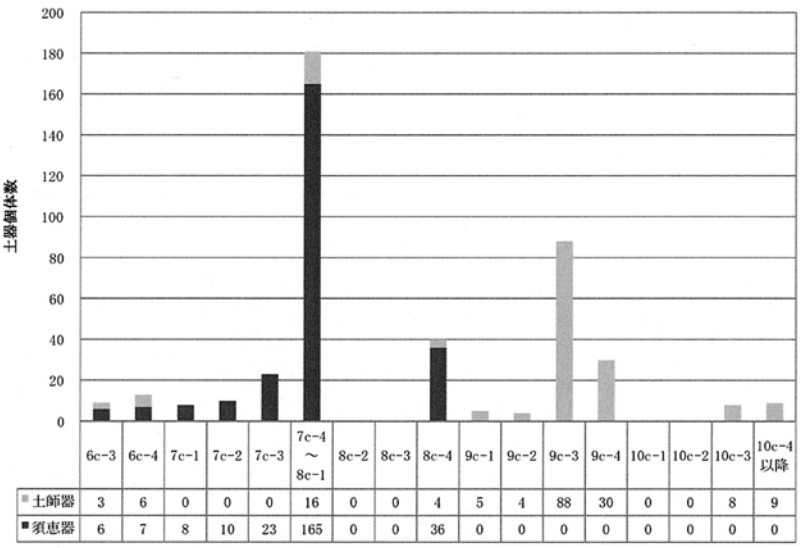

第２図　鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図

（二）十世紀の大宰府軍制と藤原純友の乱

新羅海賊によって「城」と認識され、初めて有明海から侵攻する敵への防衛の機能を担わされた鞠智城であったが、鞠智城を管轄する大宰府はどのような軍事体制をとっていたのだろうか。大宰府軍制は、天長三年（八二六）に「統領・選士制」が採用される（二七）。松川博一氏は、統領・選士制以前に大宰府配属の軍毅（後の統領に相当する）の下、郡司子弟からなる選士と一般農民からなる軍団兵士が常備軍として配置され、大宰府を守るだけではなく、対外防衛や隼人支配、西海道における中央の軍事力としての役割が期待された。大宰府常備軍の母体となったのが軍団制であるが、統領・選士制は、大宰府上番などの西海道独自の軍制と軍団制の矛盾を実態に即して解消・整備した制度であると評価した（松川二〇一二）。

ところが、統領・選士制の段階で豊後国大野・直入郡の「騎猟之児」など在地の武力を活用しようとはしたものの、九世紀後半から十世紀前半において公的軍事力はほとんど機能していなかった（坂上二〇〇六）。新羅海賊に対して大宰府は、「統領選士」は「懦弱」で「憚気」があるとして、「俘囚」を動員している（二八）。また、元慶七年（八八三）、「群盗百許人」によって筑後守都朝臣御酉が殺害されるという事件が起きた際は、大宰府司が犯人を「追討」できず、官符によって「譴責」されている（二九）。大宰府は、管内国司の功過判定に大きく関わり、管内国司に対する支配力を強化してはいったが（佐々木一九八四）、現実の「党」を鎮圧する軍事力を持たなかったのである。

このような軍事的状況において、天慶の乱が勃発する（三〇）。本稿では、西海道を揺るがせた藤原純友の乱についてみてゆく。

【史料13】『日本紀略』承平六年（九三六）六月某日条

南海賊徒首藤原純友結レ党、屯二聚伊予国日振島一、設二千余艘一、抄二劫官物私財一。爰以二紀淑人一任二伊予守一、令レ兼二行追捕事一。賊徒聞二其寛仁一、二千五百余人悔レ過就レ刑。魁帥小野氏彦、紀秋茂、津時成等、合卅余人、束レ手進二交名一帰降。即給二衣食田畠一、行二種子一、令レ勧二農業一。号二之前海賊一。

【史料14】『本朝世紀』天慶二年（九三九）十二月二十一日条

今日、伊予国進二解状一、前掾藤純友去承平六年可レ追二捕海賊一之由蒙二宣旨一。而近来有二相驚事一、率二随兵等一、欲レ出二巨海一、部内之騒、人民驚（之脱カ）。紀淑人朝臣雖レ加二制止一不二承引一。早被レ申（召カ）二上純友一、鎮二国郡之騒一云々。可レ召二件純友一官符等請二内外印一、下二摂津丹波但馬播磨備前備中備後国等一。

従来、承平六年に純友は「南海賊徒首」として海賊を組織し、伊予守紀淑人によって追捕されたと解釈されてきた。これに対して小林昌二氏は、【史料13】傍線部は疑問が多く、後世に付加されたと指摘した（小林一九七七・一九八一）。一方、福田豊彦氏は承平六年時に純友が「南海賊徒首」であったことを肯定する見解を示し、そのなかで次の史料を紹介した（福田一九八七）。

【史料15】『吏部王記』承平六年三月某日条

是日、伊与前掾藤原純共（ママ）、聚レ党向二伊与一、留二連河尻掠内一

【史料15】によって、承平六年三月に「伊与前掾」純友が「党」を聚めて伊予国に向かい、摂津国の河尻の掠（倉）内に「留連」したことが明らかとなった（二）。下向井氏は、承平六年の純友は「海賊追捕宣旨」を蒙り「伊予警固使」に任じられ（三）、「海賊」を追捕する側にあったとする（下向井一九八九）。小林昌二氏も承平の「海賊」と天慶二年十二月から始まるいわゆる「純友の乱」とを区別し、純友追討が決定されたのは天慶四年正月十五日であるとした（小林一九八九）。つまり、【史料14・15】の記す通り、純友は承平段階では「海賊」を鎮圧する側として伊予国に向かったにもかかわらず、天慶段階で反乱を起こし鎮圧される側になってしまったのである。

注目したいのは、海賊を鎮圧する側であった純友が「党」を組織していたという点である。純友の武力となったのは、「前伊予掾」＝「秩満解任之人」として形成していた「党」にあったと考えられる。さらに、藤原忠平と純友との関係が強かったことが指摘されており（小林一九八一、松原一九九九）、これは前章でみた「党」の構成要素の一つである「院宮王臣家・諸司使」に相当する。北山茂夫氏は、純友の乱を群盗の異常にふくれあがったケースであると評価する（北山一九七〇）。純友の乱は、東国の将門の乱とともに天慶の乱というそれまでにない大反乱に発展していったが、その本質は九世紀から続く「党」に位置づけることができよう。純友の軍事力は自らが組織した「党」の武力であり、国家に対する反乱のきっかけとなった須岐駅襲撃事件も「党」による国司襲撃であった。

純友の乱に大宰府はどのような軍事的対応をしたのだろうか。天慶三年十月二十二日に到来した安芸・周防国の飛駅は、「大宰府追捕使左衛門尉相安（在原）等兵、為レ賊被二打破一由」（三）を伝えている。こ

の「大宰府追捕使」はどのような組織が不詳だが、同年二月に備後国などに国単位で設置された「警固使」と同等の組織であると思われる(三四)。先述の通り、新羅海賊や筑後守都御酉殺害事件において大宰府の統領・選士制は機能しなかった。まして空前の大反乱に際して、「大宰府追捕使」を設置はしたが、大宰府軍制はあまりにも無力であり、純友の攻撃によって大宰府は焼失してしまうのである（後掲【史料16】傍線部セ参照）。古代山城の築城以来、大宰府の防衛を第一義としてきた国家にとって、大宰府消失という事態は前代未聞の大事件であり、西海道に相当な衝撃をもたらしたと考えられる。

（三）十世紀における国家軍制の転換

大宰府を救ったのは、中央より派遣された道単位の「追捕使」であった。天慶三年正月一日に、「東海東山山陽道等追捕使以下十五人」が補任され、そのうち純友の乱に対応する「山陽道使」には小野好古が任命された(三五)。山陽道追捕使小野好古は同年正月十六日に発向(三六)、懐柔のため純友を五位に叙した際は一時前進が止められたが(三七)、九月二日に追捕使が再編されている(三八)。「山陽道追捕使」の編成について記した史料を次に掲げる。

【史料16】『扶桑略記』天慶三年（九四〇）十一月二十一日条所収「純友追討記」(三九)

（前略）而純友野心未レ改、猶賊弥倍。讃岐国与二彼賊軍一合戦、大破。中レ矢死者数百人。介藤原国風軍破、招二警固使坂上敏基一、窃逃向二阿波国一也。純友入二国府一放レ火焼亡、取二公私財物一也。介国風更向二淡路国一、注二於具状一、飛駅言上。経二二箇月一招二集武勇人一、帰二讃岐国一、相二待官軍之到来一。于レ時公家遣二追捕使一、以二右近衛少将小野好古一為二長官一、以二源経基一為二次官一、以二右衛門尉藤原慶幸一為二判官一、以二右衛門志大蔵春実一為二主典一。即向二播磨讃岐等二国一、作二二百余艘船一、指二賊地伊予国一艤向。於レ是、純友所レ儲船号二千五百艘一。官使未レ到以前、純友次将藤原恒利脱二賊陣一窃逃来、着二国風処一。件恒利能知二賊徒宿所隠家并海陸両道通塞案内一者也。仍国風置為二指南一、副二勇捍者一、令レ撃レ賊。大敗、散如レ葉、浮二海上一。且防二陸路一、絶二其便道一、且追二海上一、認二其泊処一。遭二風波難一共失二賊所一向。相求之間、賊徒到二大宰府一。更所レ儲軍士出レ壁防戦、為レ賊被レ敗。于レ時賊奪二取大宰府累代財物一、放レ火焼レ府畢。寇二賊部内一之間、官使好古引二率武勇一、自二陸路一行向、慶幸春実等鼓レ棹、自二海上一赴向二筑前国博多津一。賊即待戦。一挙欲レ決二死生一、春実戦酣、裸袒乱髪、取二短兵一振呼入二賊中一。恒利遠保等亦相随、遂入截二得数多賊一。々陣更乗レ船戦之時、官軍入二賊船一、着レ火焼レ船。凶党遂破、悉就二擒殺一。所二取得一賊船八百余艘、中レ箭死傷者数百人、恐二官軍威一入レ海男女不レ可二勝計一。賊徒主伴相共各離散、或亡或降、分散如レ雲。（後略）

山陽道追捕使は、小野好古を長官として、源経基を次官、藤原慶幸を判官、大蔵春実を主典に任命した（傍線部サ）。『将門記』に武蔵介とみえる源経基は、東国に「留住」した「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」の典型といえる。また、純友を裏切った次将藤原恒利

も讃岐介藤原国風の下に投降した後（傍線部シ）、好古率いる追捕使軍とともに大宰府で戦い、多くの「賊」を討ち取っている（傍線部タ）。このように、追捕使軍は「党」の武力を傘下に組織し、同様に「党」の武力を基盤とする純友軍に対抗したのである。また、国風は「勇捍者」を組織しており、追捕使軍も「武勇」を率いている（傍線部ス・ソ）。中央では諸国・諸家の兵士などが徴発されているが(四〇)、これが追捕使軍に合流した形跡はないため、行軍の過程で組織したと考えられる。追捕使軍がかかる軍事力の組織が可能となった根拠を探ると、次の官符が浮上してくる。

【史料17】『本朝文粋』巻第二「官符」天慶三年（九四〇）正月十一日官符

太政官符　東海東山道諸国司

応(丙)抜(下)有(二)殊功(一)輩(上)加(乙)不次賞(甲)事

右平将門、積悪弥長、宿暴暗成。猥招(二)烏合之群(一)、只宗(二)狼戻之事(一)。冤(二)国宰(一)而奪(二)印鎰(一)、領(二)県邑(一)而事(二)抄掠(一)。軽狡之党、愚憃之徒、或欲レ免(二)一朝之辱(一)、自赴(テ)勧誘之属(一)、或擬レ延(二)片時之命(一)、多入(二)劫略之中(一)。（中略）抑一天之下寧非(二)王土(一)。九州之内、誰非(二)公民(一)。官軍黠虜之間、豈無(二)憂レ国之士(一)乎。田夫野叟之中、豈無(二)忘レ身之民(一)乎者。左大臣宣、奉レ勅、宜(テ)(下)仰(二)国宰(一)、若殺(二)魁帥(一)者、募以(二)朱紫之品(一)、賜以(二)田地之賞(一)、永及(二)子孫(一)、伝(二)之不朽(一)。又斬(二)次将(一)者、随(二)其勲功(一)、賜(中)官爵(上)者。諸国承知、依レ宣行レ之。普告(二)遐邇(一)、令レ知(二)此由(一)、符到奉行。

天慶三年正月十一日

傍線部チには、後の保元新制のような王土王民思想の文言がみえるが、【史料17】は当該期に王土王民思想が国制を基礎づける理念であったかどうかという点について論じられてきた（石井一九七〇、五味一九七五、村井一九九五）。しかし、将門の乱に際して王土王民思想がその萌芽であったとしても顕現されるなかで、「魁帥」や「次将」を討ち取った者に対する恩賞が確約されたこと（傍線部テ）は大きく評価されねばならないだろう。

本稿で注目したいのは、傍線部ツである。ここでは、「官軍黠虜」の中の「憂レ国之士」や「田夫野叟」の中の「忘レ身之民」を組織することが企図されている。この十日前の正月一日には「東海東山山陽道等追捕使以下十五人」が補任されているが、結果として将門の乱を鎮圧したのは、藤原秀郷・平貞盛であり、彼らもまた「党」であった(四一)。【史料17】において組織が企図された軍事力こそ、彼ら「党」の武力であったといえよう。この【史料17】は将門の乱鎮圧のため東海東山道諸国司に対して発給されたものだが、純友の乱で国司軍、追捕使軍が動員した「勇捍者」「武勇」も同官符を根拠に動員された軍事力であったのではなかろうか。【史料17】によって、天慶の乱の鎮圧で恩賞を得た藤原秀郷・平貞盛・源経基ら「兵」たちの官位が躍進し、貴族社会の中で地位が上昇、その武力が不可欠のものになり、「武士発生の起爆剤」となったのである（川尻二〇〇七）。

さらにいえば、十一世紀に「追討官符（宣旨）発給→追討使派遣→勧賞」からなる「追討使体制」が成立し、平氏政権に至るまで平安期の国家軍制を担うが、その軍事力は国衙軍制（諸国の「武勇輩」）を基盤とするものであった（野木二〇一〇）。すなわち、【史料17】

は国衙が「党」を「武勇輩」として組織する法的根拠を得た画期的な「追討官符」であったと評価しうるのである。

さて、西海道においては、藤原純友の襲撃によって大宰府（第Ⅱ期政庁）が焼失したが、十世紀後半にほぼそれを踏襲して再建され、十二世紀まで存続した（杉原二〇〇八）。政庁再建とともに、大宰府軍制はどのように転換したのであろうか。刀伊の入寇の事例をみてみよう。

【史料18】『朝野群載』巻第二十「異国」寛仁三年（一〇一九）四月十六日「大宰府言上撃取刀伊国賊徒状解」

（前略）同日（四月七日）襲二来筑前国怡土郡一、経二志摩早良等郡一、奪二人物一焼二民宅一（中略）事出二慮外一、要害地広、雖レ召二人兵一、来未レ多。雖レ整二舟船一、勢未□。雖レ然与下所二差遣一兵士、并彼郡住人文屋忠光等上、合戦之場、賊徒中レ矢者数十人、或扶以載レ船、其中追所レ斬レ首数輩、兵士等中レ矢十余人。同八日、移二来同国那珂郡能古島一、（中略）以前少監大蔵朝臣種材、藤原朝臣明範、散位平朝臣為賢、平朝臣為忠、前監藤原助高、佽仗大蔵光弘、藤原友近等、遣二警固所一、令二相禦一。同九日朝、賊船襲来、欲レ焼二警固所一、距却之間、奮呼合戦、其間中レ矢者十余人、賊徒遂不レ能二前戦一、還着二能古島一。其後二箇日風猛波高、不レ能二相攻一。十一日未明、同国早良郡至二志摩郡船越津一、先レ是分二遣精兵一、予令二相待一。同十二日酉時上陸、与二大神守官（宮）権検非違使弘延（財部）等一合戦、中レ矢之賊徒卅余人、生得二人、其中一人被レ疵、一人女。少弐平朝臣致行、前監種材、大監藤原朝臣致孝、散位為賢、同為忠等差二加兵士一、以二船卅余艘一、令二攻追一。同十三日、賊徒至二肥前国松浦郡一、攻二劫村閭一。爰彼国前介源知、率二郡内兵士一合戦、中レ矢者数十人、生得者一人、賊船不レ能二進攻一、遂以帰、劫二藤白兵船等一攻戦云々。（後略）

刀伊の筑前国怡土郡への襲来に対して、「所二差遣一兵士」とともに怡土郡の「住人文屋忠光」が応じている（傍線部ト）。「所二差遣一兵士」は大宰府が臨時的に徴発した兵士であると考えられるが、博多の警固所をめぐる戦いの際に「同（四月）九日乱登二博多田一、府兵忽然不レ能二徴発一、先平為忠・同為方等為二帥首一、馳向合戦」（四二）とあるように、かかる「府兵」は迅速な軍事動員に対応できなかった。大宰府軍の基本的武力を「府兵」とみる見解もあるが（森二〇〇八）、関幸彦氏は、大宰府軍制は一般より徴発された「臨時的兵士軍」と「府無レ止武者」から構成され、後者は中核となる「府官系武士」とその周辺に位置付けられる「住人系武士」からなるとする。また、関氏は、「府無レ止武者」について、その広域的活動のなかで「住人」（在地）化を志向する一方、中央との関係を保っていたとする（関一九八九）（四三）。大宰府が注進した勲功者の一覧からみて、大宰府軍の主力となったのは、前少監大蔵朝臣種材以下のいわゆる「府官系武士」（傍線部ナ）と文屋忠光・大宮守宮・財部弘延・源知といった「住人系武士」とから構成される「府無レ止武者」と呼ばれた人々であり、彼らの階層こそ「党」を組織した「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」に他ならない。【史料17】を契機として、大宰府軍も「党」の軍事力を組織化していたことが窺えるのである。

このように、天慶の乱、特に西海道では純友の乱を画期として、

十世紀中葉以降、大宰府軍制は「党」を組織した新たな軍制へと転換し、実際の軍事的危機に対応しうる軍事力を備えることとなった。新羅海賊の出現により再び「城」として位置付けられたⅤ期の鞠智城は、かかる律令国家成立以来の根本的な国家軍制の転換のなかで次第に軍事的意義を失い、遂にその役目を終えたと考えられる。

むすびにかえて

史料の制約もあり、冗長な推論に終始したが、最後に本稿の結論をまとめることにする。九世紀から十世紀にかけて、「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」などの「留住」によって組織された「党」は、当該期の中央国家が直面した軍事的危機であった。かかる状況下において新羅海賊による有明海への侵攻が現実のものとなり、この段階で初めて有明海の防衛が意識される。ここに鞠智城の機能が倉庫から再び「城」へ変化し、軍事的活動を再開する要因があった。しかし、天慶の乱が勃発すると、既存の国家軍制では太刀打ちできず、中央は天慶三年正月十一日官符によって反乱側の軍事力でもあった「党」の組織を試みる。これが功を奏し、「党」の軍事力によって天慶の乱は鎮圧され、同官符は乱の鎮圧者の系譜が「兵」の家として確立してゆく契機となった。政庁の焼失という前代未聞の事態を引き起こし、軍事力の転換を迫られた大宰府軍制も「党」に相当する人々を組織し、刀伊の入寇をはじめとする軍事危機に対応していった。かかる国家軍制の転換によって鞠智城の軍事的意義は失われ、三百年続いたその長い歴史に幕を下ろしたのである。

本稿で指摘したことは以上であるが、最後に中世の菊池氏に触れて稿を終えたい。省略した【史料18】の末尾には府官の連署があり、そこに「従五位下行少弐藤原盛(藏)規（政則）」がみえる。彼は刀伊追討賞として従五位上左兵衛尉、次いで対馬守に任じられ、政則―則隆―政隆の三代にわたって権帥藤原隆家の郎等となり、中世菊池氏の礎を築いた人物である（杉本一九六六）。鞠智城と入れ替わるように中世菊池氏が現れることはまことに興味深い。鞠智城の終焉は、西海道において古代が終わりを告げ、中世の到来を象徴する出来事であったのではないだろうか。

注

（一）向井氏は、筑紫・肥前の神籠石系山城の築城契機は対外的なものではなく、筑豊肥における律令体制の確立と九州南部への進出にあったとされる（向井一九九一）。氏の分類では、これに鞠智城は入っていないが、筑紫・肥前の神籠石系山城の築城契機の指摘は重要である。

（二）木村氏の指摘を踏まえると、筑後国府跡前身官衙の南方三・五キロメートルにあり、南側に水城と類似した堀状遺構を持つ上津土塁は、有明海の豪族の叛乱から大宰府を防禦するために築かれたのではなかろうか。さすれば、もし大宰府が陥落した場合、上津土塁が破られていることが前提となるため、鞠智城の「大宰府陥落後の拠点」という機能は想定できないだろう。

（三）「党」の一つとして、主に西日本に出現する「海賊」がある。集団による略奪という活動の類似性からみても、船を移動手段とする「群盗」を「海賊」と特称したとみてよいだろう。

（四）「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」の「留住」の著名な事例としては、私宅を日田郡に持ち、筑後・肥後国に「浮宕」して、諸郡で私営田経営を行った豊後前介中井王がいる（『続日本後紀』承和九年（八四二）八月二十九日

条）。彼らは「留住」している任地を超えて、広範囲に活動していた。

（五）「凶党相招」の解釈に関して、「凶党を相招く」と読む（「凶党」を「相招」の目的語ととる）場合、その主語は「京貫人庶王臣子孫」となる。すなわち、「京貫人庶王臣子孫」が「凶党」を招いて対捍行為をしたという意味になり、「京貫人庶王臣子孫」は「凶党」に含まれない。しかし、傍線部アからは「結党」の主体として「王臣子孫之徒」が存在したことを読み取れる。本稿では、「招」を「まねく」ではなく、「ほだす、つなぐ」の意（『大漢和辞典』巻五）にとり、「凶党が結束（結集）する」＝「結党」と解釈しておく。

（六）『類聚三代格』巻十九「禁制事」寛平七年（八九五）十一月七日官符。

（七）『類聚三代格』巻十八「統領選士衛卒衛士仕丁事」寛平六年（八九四）八月九日官符。

（八）『政事要略』巻六十「交替雑事廿」承和元年（八三四）四月二十五日格。

（九）寛平三年官符の文言である傍線部エにおいて、厳密に監督査察し、翌年七月までに「去留状」を提出するよう指示しているが、【史料1】には「去留状」に該当するものは見当たらない。そこで【史料1】が引用する斉衡二年官符の全文（『類聚三代格』巻十二「隠首括出浪人事」斉衡二年六月二十五日官符）と比較してみると、本来の斉衡二年官符では、延暦十六年官符の文言として傍線部アとイとの間に、「去留之事夏月令」畢、附大帳使、別レ状申上」とみえる。この「去留之事」とは「留住」している地を去って京都へ戻るか、それとも、そのまま任地に留まるかを決定させることで、その結果を「附大帳使、別レ状申上」するように命じたのである。「去留状」は任地に留まるか否かの去就を記したものであると思われる。

（一〇）『類聚三代格』巻十九「禁制事」延喜三年（九〇三）八月一日官符では、「応レ禁三遏諸使越レ関私買二唐物一事」について「諸院諸宮諸王臣家等、官使未レ到之前遣レ使争買。又墫内富豪之輩心愛二遠物一、踊レ直賀易」とあり、院宮王臣家と「富豪之輩」が区別されている。

（一一）『類聚三代格』巻十九「禁制事」貞観九年（八六七）十二月二十日官符。

（一二）『類聚三代格』巻二十「断罪贖銅事」延喜二年（九〇二）四月十一日官符。

（一三）『類聚三代格』巻二十「断罪贖銅事」延喜元年（九〇一）十二月二十一日官符。この「火長」は衛門府のそれではなく、元慶三年（八七九）、出羽国に校尉・旅師・列士・鎮兵などと共に置かれた「火長」（『日本三代実録』元慶三年六月二十六日条）と同様のものと思われる。

（一四）西別府氏は、「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」といった人々を「前司浪人」として捉えているが、「浪人」はそれらの集団のごく一部を占めるにすぎないと考えられる。

（一五）岡崎玲子氏によれば、延暦四年の格以降「浪人」が一つの身分として確立されたという。

（一六）『類聚三代格』巻十八「関并烽候事」昌泰二年（八九九）九月十九日官符。

（一七）『日本三代実録』貞観九年（八六七）十一月十日条。

（一八）『類聚三代格』巻七「郡司事」寛平六年（八九四）十一月十一日官符。

（一九）『本朝文粋』巻第二「意見封事」（請禁諸国僧徒濫悪及宿衛舎人凶暴事）。なお、これには、「聚為二群盗一、窃鋳二銭貨一、不レ畏二天刑一、不レ顧二仏律一。若国司依レ法勘糾、則霧合雲集、競為二暴逆一。前年攻二囲安芸守藤原時善一、却二略紀伊守橘公廉一者、皆是濫悪之僧、為二其魁師一也」とあって、「党」には「悪僧」もいたようである。

（二〇）『類聚三代格』巻十九「禁制事」貞観八年（八六六）正月二十三日官符。

（二一）『日本後紀』弘仁二年（八一一）十二月二十八日条、『日本紀略』弘仁四年三月十八日条、『日本三代実録』貞観八年（八六六）十一月十七日条、貞観十五年五月二十七日条、『日本紀略』寛平五年（八九三）五月二十二日条・閏五月三日条、寛平六年九月五日条・九月十九日条、延喜六年（九〇六）

七月十三日条、延喜十七年九月八日条、延喜十八年十月十五日条、承平五年（九三五）十二月三十日条。

（二二）『日本三代実録』貞観八年（八六六）七月十五日条、貞観十一年六月十五日・十二月五日・十二月二十九日条。

（二三）『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月三日条。

（二四）『日本三代実録』貞観十一年（八六九）十二月二十八日条・十二月二十九日条、貞観十二年二月十二日・二月十五日条、貞観十七年六月二十日条・六月二十六日条、元慶二年（八七八）十二月二十四日条。

（二五）『日本三代実録』貞観元年（八五九）正月二十二日条、貞観十二年六月十三日条、貞観十三年正月十五日条。

（二六）八世紀後半の新羅との関係悪化により、筑前国に怡土城が築かれ、同時に水城の修理も行われた。これは北部九州沿岸部に防衛の重点が移されたためであった（熊本県教育委員会二〇一二）。八世紀後半段階でも有明海への侵攻は意識されていなかったのである。

（二七）『類聚三代格』巻十八「軍毅兵士鎮兵事」天長三年（八二六）十一月三日官符。

（二八）『類聚三代格』巻十八「夷俘幷外蕃人事」貞観十一年（八六九）十二月五日官符。

（二九）『日本三代実録』元慶七年（八八三）七月十九日条。

（三〇）承平段階の将門の活動は私闘にすぎず、また、純友は海賊の追討側にあった。彼らが国家に対して反乱を起こすのは天慶二年以降である。天慶二年以降の反乱を承平段階と反乱を区別するため、「承平・天慶の乱」の呼称を用いず、「天慶の乱」と称することとする（下向井二〇〇一）。

（三一）福田氏は「河尻」を伊予国の肱川河口とする（福田一九八七）が、これは摂津国三国川河口の「川尻」である。松原氏は、「掠内」を「倉内」ではなく「湾内」の意ととる（松原一九九九）。

（三二）純友が実際に「警固使」に任じられたかは定かではないが、仮に任じられたとしても、「警固使」は追捕活動に正当性をもたせるための役職であったと思われる。

（三三）『日本紀略』天慶三年（九四〇）十月二十二日条。

（三四）『貞信公記抄』天慶三年（九四〇）二月二十三日・二月二十六日条。なお、乱の鎮圧後には、「山陽南海両道諸国警固使押領使幷撃手使等」が停止されている（『本朝世紀』天慶四年（九四一）十月二十三日条）。

（三五）『日本紀略』天慶三年（九四〇）正月一日条。

（三六）『貞信公記抄』天慶三年（九四〇）正月十六日条。

（三七）『貞信公記抄』天慶三年（九四〇）正月三十日・二月三日・二月四日条。

（三八）『師守記』貞和三年（一三四七）十二月十七日条所収「大外記中原師茂請文」。なお、『日本紀略』天慶四年（九四一）正月十六日条では「追捕南海賊使」、同五月十九日条では「征南海賊使」、同八月七日条では「征討使」とあるように、好古が任じられた「追捕使」は史料上の呼称にゆれがある。

（三九）『純友追討記』は、『扶桑略記』に収録されていることから十一世紀末以前に成立したとされる。その記述の真偽について、完全に否定する見解もあるが（小林一九七七）、他の史料との対照の上で採用できる部分もあると考えられる（福田一九八七・松原一九九九）。

（四〇）『師守記』貞和三年（一三四七）十二月十七日条所収「大外記中原師茂請文」、『日本紀略』天慶四年（九四一）六月六日・六月二十四日条。

（四一）『将門記』に「貞盛・秀郷・為憲（藤原）等之伴類千九百人皆遁去」、「為憲与二貞盛等一同心、率二三千余之精兵一、恣下二兵庫器仗戎具并楯等一、挑レ戦」とあり貞盛・秀郷の「党」としての活動を窺える。また、『日本紀略』延喜十六年（九一六）八月十二日条に「下野国言、罪人藤原秀郷、同兼有、高郷、

与貞等十八人、重仰二国宰一、隋二其罪科一、各令二配流一之由、重下二知之一」とあり、秀郷は何らかの罪で配流られた経歴を持つ。

（四二）『小右記』寛仁三年（一〇一九）四月二十五日条。

（四三）「府無レ止武者」という著名な表現は権帥藤原隆家の書状（『小右記』寛仁三年（一〇一九）五月二十四日条）にみえる。

参考文献

赤司善彦 二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」高倉洋彰編『東アジア古文化論攷』2 中国書店

赤司善彦 二〇一六「古代山城の建物―鞠智城と大野城・基肄城―」『鞠智城東京シンポジウム二〇一五 成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会

五十嵐基善 二〇一六「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』四 熊本県教育委員会

石井進 一九七〇「院政時代」『院政と平氏政権』（石井進著作集 第三巻）二〇〇四

市大樹 一九九九「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」『ヒストリア』一六三

井上翔 二〇一六「鞠智城と東北の城柵官衙」『鞠智城と古代社会』四 熊本県教育委員会

岩田慎平 二〇〇七「武士発生史上の院宮王臣家・諸司―富豪層との関連について―」『古代文化』五九―一

大井晴男 二〇〇五「俘囚」について」『日本歴史』六九〇

岡崎玲子 一九九八「律令国家の浪人支配」『日本歴史』五九九

岡田茂弘 二〇一〇「古代山城としての鞠智城」笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える―2009年東京シンポジウムの記録』山川出版社

小田富士雄 一九九三「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」潮見浩先生退官記念事業会編『考古論集―潮見浩先生退官記念論文集―』

乙益重隆 一九八五「鞠智城（菊池城）」小田富士雄編『北九州瀬戸内の古代山城』（日本城郭史研究叢書第10巻）名著出版

柿沼亮介 二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

加藤友康 二〇一六「平安期における鞠智城―九世紀から一〇世紀の対外関係と「菊池城院」「菊池郡城院」―」『鞠智城東京シンポジウム二〇一五 成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会

川尻秋生 二〇〇七『平将門の乱』（戦争の日本史 四）吉川弘文館

河音能平 一九六二「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級―特に所有と政治組織について―」『中世封建制成立史論』東京大学出版会 一九七一

菊池達也 二〇一四「律令国家成立期における鞠智城―「繕治」と列島南部の関係を中心に―」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

木﨑康弘 二〇一四「「鞠智城選地論」覚書」『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県教育委員会

北山茂夫 一九七〇『王朝政治史論』岩波書店

木村龍生 二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反論―」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会

熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第8～32次調査報告―』

甲元眞之 二〇〇六「鞠智城についての一考察」『肥後考古』一四

小林昌二 一九七七「藤原純友の乱」八木充編『古代の地方史』第2巻 朝倉書店

小林昌二 一九八一「藤原純友の乱研究の一視点」『地方史研究』三一―四

小林昌二 一九八九「藤原純友の乱再論―福田・松原氏の批判に答えて―」『日本歴史』四九九
五味文彦 一九七五「院支配の基盤と中世国家」『院政期社会の研究』山川出版社 一九八四
近藤好和 一九九七「武器から見た中世武士論」『日本史研究』四一六
坂上康俊 二〇〇六「平安時代の西海道」上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『古代史の舞台』（列島の古代史 ひと・もの・こと1）岩波書店
坂本經堯 一九三七「鞠智城址に擬せらる米原遺跡に就て」『肥後上代文化の研究』肥後上代文化研究所・肥後考古学会
佐々木恵介 一九八四「大宰府の管内支配変質に関する試論―主に財政的側面から―」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻 吉川弘文館
笹山晴生 二〇一〇「鞠智城と古代の西海道」笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える―２００９年東京シンポジウムの記録』山川出版社
佐藤信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編１―』熊本県教育委員会
下向井龍彦 一九八九「「藤原純友の乱」再検討のための一史料―「吏部王記」承平六年三月某日条をめぐって―」『日本歴史』四九五
下向井龍彦 一九九〇「部内居住衛府舎人問題と承平南海賊―王朝国家への転換と天慶二年純友の乱を媒介するもの―」『内海文化研究紀要』一八・一九
下向井龍彦 一九九三「捕亡令「臨時発兵」規定からみた国衙軍制の形成過程―戦術革命と「武勇輩」の形成―」『内海文化研究紀要』二二
下向井龍彦 二〇〇一『武士の成長と院政』（日本の歴史 第０７巻）講談社
杉原敏之 二〇〇八「大宰府政庁の終焉」『九州歴史資料館研究論集』三三
杉本尚雄 一九六六『菊池氏三代』吉川弘文館
鈴木拓也 二〇一〇「文献史料からみた古代山城」『条里制・古代都市研究』二六
関幸彦 一九八九「「寛仁夷賊之禍」と府衙の軍制」安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』上巻 吉川弘文館
髙橋昌明 一九九九「武士を見なおす」『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会
田原光泰 二〇一六「官人制からみた部内居住官人問題―延喜二年四月十一日太政官符を中心に―」『史学雑誌』一二五―四
長洋一 一九九一「鞠智城について」『都府楼』一二
鶴嶋俊彦 二〇一一「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
戸田芳実 一九五九「平安初期の国衙と富豪層」『日本領主制成立史の研究』岩波書店 一九六七
戸田芳実 一九六八「中世成立期の国家と農民」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 一九九一
戸田芳実 一九七五「九世紀東国庄園とその交通形態」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 一九九一
戸田芳実 一九九一「序説」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 一九九一
富田紘一 一九七九「熊本県（菊池地区）鞠智城１１９」磯村幸雄・阿蘇品保夫・森下功・三木靖編『日本城郭大系』（１８ 福岡・熊本・鹿児島）新人物往来社
西住欣一郎 一九九九「発掘からみた鞠智城」『先史学・考古学論究』Ⅲ 龍田考古学会
西谷正 二〇〇七「鞠智城と菊池川文化」『菊文研だより』一九
西谷正 二〇一二「パネルディスカッション」『古代山城鞠智城を考えるⅡ 東アジアの中の古代鞠智城』熊本県教育委員会

西別府元日　一九九一「九世紀の大宰府と国司」下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉編『新版　古代の日本３　九州・沖縄』角川書店
西本哲也　二〇一五「鞠智城と大宰府―古代の地方行政と西海道―」『鞠智城と古代社会』三　熊本県教育委員会
西山良平　一九九一「平安京と周辺農村」町田章・鬼頭清明編『新版　古代の日本６　近畿Ⅱ』角川書店
野木雄大　二〇一〇「平安期の国家軍制と追討使」『古代文化』六二―三
能登原孝道　二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ―論考編１―』熊本県教育委員会
濱田耕策　二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城―白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城　鞠智城を考える―２００９年東京シンポジウムの記録』山川出版社
平野邦雄　一九七〇「新羅来寇の幻影」鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』３　角川書店
平野邦雄　一九八三「クラ（倉・庫・蔵）の研究―大宰府、郡家の発掘調査によせて―」九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』上巻　吉川弘文館
平野博之　一九九一「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉編『新版　古代の日本３　九州・沖縄』角川書店
福田豊彦　一九八七「藤原純友とその乱」『日本歴史』四七一
古内絵里子　二〇一四「日本における古代山城の変遷―とくに鞠智城を中心として―」『鞠智城と古代社会』二　熊本県教育委員会
保立道久　一九七八「荘園制支配と都市・農村関係」『歴史学研究』一九七八年別冊
保立道久　一九八八「古代末期の東国と留住貴族」中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会
正木喜三郎　一九七〇「西海の富豪たち」鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』３　角川書店
松川博一　二〇一二「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」『九州歴史資料館研究論集』三七
松原弘宣　一九九九『藤原純友』吉川弘文館
宮川麻紀　二〇一三「鞠智城築城の背景―肥君の拠点と交通路の複眼的検討―」『鞠智城と古代社会』一　熊本県教育委員会
三宅長兵衛　一九五四「将門の乱の史的前提―特に『僦馬の党』を中心として―」『立命館文学』一一二
向井一雄　一九九一「西日本の古代山城遺跡―類型化と編年についての試論―」『古代学研究』一二五
向井一雄　二〇一四「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ―論考編２―』熊本県教育委員会
村井章介　一九九五「王土王民思想と九世紀の転換」『日本中世境界史論』岩波書店　二〇一三
元木泰雄　一九九四『武士の成立』吉川弘文館
森公章　二〇〇八「刀伊の入寇と西国武者の展開」『東洋大学文学部紀要　史学科編』三四

挿図・表出典

第１図　鞠智城跡建物遺構の変遷（第Ⅴ期）熊本県教育委員会　二〇一二
第２図　鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図　熊本県教育委員会　二〇一二